

五島市職員措置請求書

令和7年6月30日

第1 請求の要旨

1. 請求の対象となる財務会計上の行為

五島市長が、長崎県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し、グループホーム岐宿園の令和6年4月から同年8月までの介護給付費を支払った行為。

2. 違法・不当とする理由

介護給付費の審査及び支払事務を五島市から受託している連合会は、介護保険法第42条の2第8項に基づき、市が定める基準に照らして審査した上で支払う義務がある。五島市は連合会に審査を委託しているからといって、市の最終的な監督・確認責任が免除されるわけではない。

監査委員は自ら、グループホーム岐宿園が定員（9名）を超えて10名の入居者を受け入れていた事実を認定した。定員超過は、指定基準を定めた条例（五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例第124条）に違反する重大な行為であり、連合会がこの定員超過の事実を見過ごし、五島市へ介護給付費を請求し、五島市がこれに応じて支払いを行ったことは、違法かつ不当な公金の支出に他ならない。

この定員超過という事実により、そもそもこの期間の介護給付費の請求自体が、根本的に不適切・不適法であった可能性が極めて高く、これは「過誤請求」に該当し、当然、市が支払った給付費は「過誤支出」として返還を求めるべきにもかかわらず、監査委員はこの重大な事実を、法的拘束力のない「意見」として付記するに留め、結論部分では「市に損害も生じていない」と断じた。これは自己矛盾であり、監査の結論そのものの信頼性を根底から揺るがすものである。この点を矮小化したことは、監査の意義を自ら放棄するに等しい行為にあたる。よって、条例違反の期間における介護給付費全額は、五島市が被った損害とみなすべきである。

第2 請求人の適格性

請求人は五島市に住所を有する五島市住民であり、地方自治法第242条第1項の「住民」に該当する。

第3 請求の理由

令和7年6月27日付「住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）」（7五監第89号）の「第4意見」において、五島市監査委員は以下の事実を指摘した。

1. グループホーム岐宿園は、令和6年3月1日付の変更届出書により、定員を同年4月1日から9名に変更した。
2. しかし、グループホーム岐宿園は、令和6年4月から同年8月までの期間において、9名の入居定員を超えて入居させていた。



3. この行為は、五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例第124条「指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない」との条例に違反するものである。
4. 定員超過について、災害その他のやむを得ない事情は確認されなかった。

上記の通り、グループホーム岐宿園は条例に違反して定員を超過した状態でサービスを提供していた。このような条例違反の状態で行われたサービス提供に対する介護給付費の請求は、認められるべきではない。

第4 求める措置

以上の理由から、五島市監査委員に対し、五島市長に対して以下の措置を講ずるよう勧告することを求める。

1. 五島市長は、長崎県国民健康保険団体連合会に対し、グループホーム岐宿園における令和6年4月から同年8月までの定員超過期間中に行われた請求について、審査の不備を指摘すること。
2. 上記期間中に支払われた、定員超過していた1名分の介護給付費の全額および支払済みまでの遅延損害金を、連合会に対し返還請求を行うよう命じること。

第5 請求期間経過について

住民監査請求は、原則として、対象となる財務会計上の行為があった日または終わった日から1年以内に行う必要があるが、令和7年4月30日に提出した住民監査請求の調査を行ったことで、監査委員も自ら知り得た条例違反行為なのである。1年を経過した後に違法性が明らかになったため、本請求に含んでいる。

添付書類

- ・ 令和7年6月27日付「住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）」（7五監第89号）の写し

第6 請求人

住 所 五島市大荒町883番地7

職 業 政治団体代表

氏 名 丸田 敬章 印

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実を証する書類を添え必要な措置を請求する。

(宛先)五島市監査委員 殿

令和7年6月27日

五島市長 出 口 太 様

五島市監査委員 米 山 尚 志



住民監査請求に基づく監査の意見について

令和7年4月30日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づいて行った監査の結果を踏まえ、次のとおり意見を提出します。監査の結果については、別紙のとおりです。

なお、山田洋子監査委員は、同法第199条の2の規定により除斥しました。

記

○ 意 見

今回の監査において、事実証明3（介護給付費給付実績明細書）における事実（利用者10名）及び事実証明6（グループホームA運営規程）における記載事項（定員9名）について疑義が生じたことから、長寿介護課に説明を求めたところ、グループホームAは、令和6年3月1日付け変更届出書において、定員を令和6年4月1日から9名（変更前は18名）に変更しているにもかかわらず、令和6年4月から同年8月までの期間において、9名の入居定員を超えて入居させていたことが確認された。

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例第124条は、「指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。」と規定するから、ただし書に規定するやむを得ない事情があったのか確認したが、そのような事情は確認できなかった。

長寿介護課は、定員超過が生じることがないように、また、生じている場合は是正するよう介護保険法その他の関係法令にのっとり、確認体制及び運営指導の強化に努められたい。